

# AS.SolViento 四日市 U-12 【 規約 】

## 第 1 章 運営

### 第 1 条 (名 称)

- ② 本クラブは、「AS.SolViento(エーエス ソルビエント)」と称する。《以下 本クラブ》  
②①のクラブ内に AS.SolViento 四日市 U-12 を称する。

### 第 2 条 (運 営)

AS.SolViento は、株式会社 FLAT が運営する。

### 第 3 条 (目 的)

本クラブは、サッカーを通じて青少年の精神及び身体の健全な育成を図り、スポーツへの正しい理解を深め、あわせて地域社会へのスポーツ振興に寄与する事を目的とする。

### 第 4 条 (指導方針)

- ①人として「考えて発言ができること」「考えて行動すること」「人を思いやれること」  
「周りの人に感謝の気持ちを持つこと」をサッカーを通じて伝えていく。  
②選手の個性を生かしつつ、基本的な技術を身につけ、自らの判断でプレーし、仲間と協力をしてゲームへ積極的に参加し、サッカーの楽しさを理解させながら将来につながる選手の育成をする。

### 第 5 条 (所在地)

本クラブは、〒510-0947 四日市市八王子町 438-2  
監督 山中俊毅 宅内に置く。

### 第 6 条 (事 業)

本クラブは、第 2 条の目的を運営する為、次の事業を行う。

- ①本クラブ員の定期練習会  
②技術向上、心身の発達の為の対抗試合  
③目的を同じくする団体との親睦及び交流試合  
④合宿・遠征等の活動  
⑤その他、目的に必要な事業

## 第 2 章 役員

### 第 7 条 (役 員)

代 表            1 名  
監 督            1 名  
指導者          若干名

チーム指導者は、チーム運営役員を兼ねることとする。

役員の変更は、役員全体の 3 分の 2 以上の承認を得て決定をする。

### 第3章 クラブ員規程

#### 第8条 (資格)

本クラブのクラブ員は次に該当することを要する。

- ①本クラブ役員が認めた人とする。
- ②指導者が認めた人とする。

#### 第9条 (入会)

前条により、本クラブのクラブ員となる資格を有する人は、所定の手続きを経て入会する事とする。

#### 第10条 (登録)

クラブ員は、日本サッカー協会、日本クラブユースサッカー連盟に選手登録を行うものとし、他のクラブチームとの二重登録は認めない。

#### 第11条 (休会・退会)

- ①1ヶ月以上の欠席の場合は当月末日までに正式な書類の提出をもって休会とし、次月より適用されるものとする。(但し、手続き連絡がない場合、通常の月会費を支払うものとする)
- ②本クラブを退会する場合は、その理由を本クラブ代表又は監督、指導者に届け出をし、本クラブ代表者又は監督の承諾を得なければならない。

#### 第12条 (厳守事項)

- ①本クラブの規約を厳守し、指導者の指示に必ず従うこと。
- ②秩序を守り、学業においても努力をすること。
- ③私生活においても規則正しく常識的な行動をとること。

#### 第13条 (除名)

- ①本クラブのクラブ員又はその保護者が、本クラブに対し名誉を傷つけ又は損害を与えた場合、クラブ員とその保護者に対して除名することができる。
- ②本クラブへの会費を2か月以上滞納した場合除名をすることができる。
- ③本クラブの指導者の指示等に従わない場合、指導者協議の上除名処分とする。

### 第4章 会費

#### 第14条 (会費)

- ① 年会費 10,000円(税込)とする。
  - ② 月会費 4,000円(税込)とする。(次月分を毎月末日までに集金袋にて収める)
  - ③ 遠征費 都度事前に連絡の上、集金する。
  - ④ 交通費 遠征時のマイクロバス移動経費を徴収する。
- ※ 月会費は、退会の月分まで、6年生の3月末分まで納入をする。

#### 第15条 (返金)

本クラブは、如何なる場合においても、入会金・月会費の納入後の返金は行わないこととする。

第 16 条 (会費の変更)

各金額の設定は、チーム役員協議の上改正する事とする。

第 17 条 (その他の収入)

上記以外のチームに収入がある場合においてもチーム経費として充てることとする。

## 第 5 章 傷害保険

第 18 条 (スポーツ障害保険)

①本クラブ員は、入会と共に「財団法人スポーツ安全協会」のスポーツ障害保険に加入を行う。

(加入手続きは、本クラブで行う)

②障害事故の場合における補償及び責任は加入するスポーツ保険の定める約定通りとする。

第 19 条 (障害の対応)

①本クラブ員が、練習中、試合中又はそれらの往復時等において負傷をした場合、応急処置を施し病院までの搬送を行うが、傷害及び死亡事故に対する補償は、加入するスポーツ障害保険の約定内での保証とする。

②クラブ員に、負傷等が起こった場合、チーム又は帯同指導者への責任は問わない。

第 20 条 (送迎時等の事故)

①クラブ員の練習・試合等の送迎中に事故が起こった場合、その車両が加入をする保険を適用し、その保険の約定内の補償をもって対処をする。また、本クラブ、指導者、車両運転者等にそれ以上の責任を問わない。

②クラブ員の練習・試合等、会場への送迎時又は駐車場内の事故(車にボールが当たる・盗難・接触事故等)について車両の管理は自己責任において対処し、本クラブに対し一切の責任を問わない。

第 21 条 (免 責)

クラブ員は、本クラブにおける盗難・傷害・その他の事故に対し、何らかの損害賠償を求めないこととする。

第 22 条 (付 則)

①本クラブは、必要に応じて随時本規約を改正することができる。

②本クラブ規約の改正は、本クラブ役員全体の3分の2以上の承認を得て決定をする。

③ 本規約に定めていない事項についても細則を定めることができる。

本規約は 令和 6 年 1 月 1 日より施行する。